

マイナンバーの下4桁の確認および 保険証廃止に向けた準備作業にご協力ください。

マイナンバーカードと健康保険証の一体化により、令和6年12月2日から現行の健康保険証が廃止され、マイナ保険証(健康保険証として利用登録したマイナンバーカード)を基本とする仕組みになりますので、以下の①、②についてご協力をお願いいたします。



① マイナンバーの下4桁をご確認ください



当健保組合に登録されているマイナンバーの下4桁を表示していますので、ご確認をお願いします。

IMAGE

マイナ保険証の通知書

通知書に記載されたマイナンバーの下4桁と、マイナ保険証の裏面に記載されたマイナンバーの下4桁を照合してください。

項目	内容
マイナ保険証番号	00000000 (通知書) 00
氏名	氏名
性別	性別
生年月日	生年月日
住所	住所
電話番号	電話番号
マイナ保険証の有効期限	令和6年12月2日まで

マイナ保険証の有効期限は、令和6年12月2日までです。マイナ保険証の有効期限が満了した場合は、マイナ保険証の取得が必要です。

マイナ保険証の取得には、マイナ保険証の取得申請書が必要です。マイナ保険証の取得申請書は、マイナ保険証の取得申請書に記載されたマイナンバーの下4桁と、マイナ保険証の裏面に記載されたマイナンバーの下4桁を照合してください。

マイナ保険証の取得には、マイナ保険証の取得申請書が必要です。マイナ保険証の取得申請書は、マイナ保険証の取得申請書に記載されたマイナンバーの下4桁と、マイナ保険証の裏面に記載されたマイナンバーの下4桁を照合してください。

マイナ保険証の取得には、マイナ保険証の取得申請書が必要です。マイナ保険証の取得申請書は、マイナ保険証の取得申請書に記載されたマイナンバーの下4桁と、マイナ保険証の裏面に記載されたマイナンバーの下4桁を照合してください。



左記の通知書に記載されたマイナンバーの下4桁とお手元のマイナンバー下4桁を照合して、誤りがないかご確認をお願いします。

誤りがあった場合は、お手数ですが当健保組合までご連絡ください。



マイナンバーは、
マイナンバーカードの
裏面に記載されています。

※マイナンバーカードを持っていない場合は、通知カードなどで確認することができます。

② 保険証廃止に向けた準備作業にご協力ください



保険証は、令和7年12月1日まで使用することができますが、マイナ保険証に切り替えることで、ご自身の健康・医療に関するデータに基づいた、より適切な医療を受けられる等のメリットがあります。マイナ保険証をお持ちでない場合は、速やかに取得いただきますようお願いいたします。

なお、従来の保険証と同様、**マイナ保険証を持っていれば、原則全ての医療機関等で保険診療を受けることができます。**

ただし、「オンライン資格確認等システム」を導入していない医療機関(高齢の医師等の医療機関)を受診するときなど、マイナ保険証が使えない場合に備えて、**フローチャートを参考にマイナポータル資格情報画面**または**資格情報のお知らせ**をご用意いただきますようお願いいたします。

マイナ保険証が使えない場合に備えるためのフローチャート

ステップ1

マイナンバーカードと
スマホを持っている



Yes

【お願い】

マイナポータル資格情報画面をスマホにダウンロードしてください。

- ダウンロードするためには、マイナ保険証の利用登録の手続きが必要となります。ダウンロード方法は、裏面を参照してください。

NO

ステップ2

マイナンバーカードは持っている
が、スマホは持っていない



Yes

【お願い】

資格情報のお知らせ(様式の右下を切り取ったもの)をマイナンバーカードと一緒に携帯してください。

- 切り取った資格情報のお知らせを紛失・棄損した場合は、令和6年12月2日以降に「資格情報のお知らせ交付申請書」をご提出ください。

NO

ステップ3

マイナンバーカードを
持っていない



Yes

【お願い】

マイナンバーカードの取得にご協力をお願いします。

- マイナ保険証の取得が困難な方については、令和7年12月2日までに資格確認書を交付します。それまでの間は、保険証をご活用ください。



マイナンバーカードを取得すれば、医療機関等の窓口でもマイナ保険証の利用登録手続きができます。マイナ保険証をお持ちでない場合は、まずマイナンバーカードを取得いただきますようお願いいたします。

[illegible]

A5: マイナポータルで資格情報画面を確認できる場合は、資格情報のお知らせは、原則再交付いたしません。
ただし、マイナポータルにログインできない場合は、Q4の方法により再交付申請ください。